

高知市職員採用資格試験 試験案内

獣医師

令和7年5月1日

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市 総務部 人事課

☎ 代表(088)822-8111

直通(088)823-9410

ホームページ: <http://www.city.kochi.kochi.jp/>

受付期間 受験手続その他試験に関することは、人事課(☎直通
088-823-9410)にお問い合わせください。

試験内容等 論文・適性検査・個人面接
(試験実施日及び場所等については別途通知します。)

1 試験区分・採用予定人員・職務内容及び受験資格

試験区分	採用予定人員	職務内容	受験資格
獣医師	1名程度	主に食品衛生、環境衛生や狂犬病予防等において、獣医師に関する専門的業務に従事します。	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、獣医師免許を有する人又は令和8年3月31日までに当該免許を取得できる見込みの人

(注)

上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日(昭和22.5.3)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

2 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、登載の日から1年間（本人の状況によっては削除されることがあります。）高知市職員として採用の資格が与えられます。

なお、採用予定日は、原則として4月1日以降ですが、欠員等の状況により採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取消します。

- (2) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

※条件付採用期間は、勤務状況等により、最長1年まで延長する場合があります。

3 給料等

- (1) 給料等の決定

初任給は、職務経験年数、最高学歴等を考慮して一定の基準に基づき決定されます。このほか、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、期末勤勉手当及び勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

- (2) 新卒者の給料モデル

令和7年4月1日現在の初任給は242,800円ですが、採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

また、このほかに期末手当、勤勉手当が支給され、別途、初任給調整手当が採用された月から、15年間※、月額50,000円※を上限として支給されます。

なお、支給要件に該当する人には住居手当、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

※初任給調整手当の期間及び金額は諸条件により変動します。

4 その他

この試験において提出される書類等は、一切返却できません。

申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。